

新潟県条例第14号

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例（令和4年新潟県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（都市計画区域及び準都市計画区域外の畜舎等に対する適用除外等）</p> <p>第3条 次に掲げる畜舎等については、<u>第6条から第9条までの規定は適用しない。</u></p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）<u>第6条から第9条までに規定する畜舎等で知事が避難又は通行の安全上支障がないと認めたもの</u></p> <p>2（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p><u>（耐火建築物等としなければならない畜舎等の敷地と道路との関係）</u></p> <p>第7条 <u>省令第24条の2第1項の規定により耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない畜舎等の敷地は、道路に4メートル以上有効に接しなければならない。ただし、敷地の路地状部分だけで道路に接し、かつ、その長さが20メートルを超える場合においては、当該路地状部分の幅員は、6メートル以上でなければならない。</u></p> <p><u>（畜産業用車庫の敷地と道路との関係）</u></p> <p>第8条 <u>畜産業用車庫の用途に供する畜舎等（畜産業用車庫の用途に供する部分（専ら自動車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）に限る。以下この条において同じ。）の床面積の合計が50平方メートルを超えるものに限る。次条において同じ。）の敷地から道路に通ずる自動車の出入口は、幅員6メートル以上の道路に面して設けなければならない。ただし、畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以下である場合において、その敷地の前面道路の幅員が現に4メートル以上であり、かつ、その数値と次条第1項に定める前面空地の奥行きの数値との和が6メートル以上となる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（畜産業用車庫の前面空地）</u></p> <p>第9条 <u>畜産業用車庫の用途に供する畜舎等の自動</u></p>	<p>（都市計画区域及び準都市計画区域外の畜舎等に対する適用除外等）</p> <p>第3条 次に掲げる畜舎等については、<u>第6条</u>の規定は適用しない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）<u>第6条</u>に規定する畜舎等で知事が避難又は通行の安全上支障がないと認めたもの</p> <p>2（略）</p> <p>第6条（略）</p>

車の出入口は、道路境界線から1メートル以上後退し、かつ、前面道路の通行の見通しができるように設けなければならない。

- 2 自動車を昇降させる設備を設ける畜産業用車庫の用途に供する畜舎等においては、前項の規定によるほか、当該畜舎等の自動車の出入口は、自動車の回転広場又はこれに代わる設備に面しなければならない。ただし、当該畜舎等の内部において車の方向転換ができるものは、この限りでない。

第10条 (略)

(認定の手数料)

- 第11条** 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)	
5 第3条第2項の規定により敷地と道路との関係等に関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者	(略)

第12条 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例の一部改正)
- 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例(令和4年新潟県条例第47号)の一部を次のように改正する。
第47条の改正規定の表を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
(手数料の不還付) 第12条 既に納めた手数料は、 <u>還付しない。</u>	(手数料の納入) 第12条 手数料は、 <u>条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納付の委託をするものについては、この限りでない。</u> 2 <u>既に納めた手数料は、還付しない。</u>

第7条 (略)

(認定の手数料)

- 第8条** 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める額の手数料を納めなければならない。

手数料を納めなければならない者	手数料の額
(略)	
5 第3条第2項の規定により敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請をしようとする者	(略)

第9条 (略)